

令和6年度（令和5年度からの繰越分）
在宅薬物治療提供体制強化事業実施法人
公 募 要 領

令和6年7月

厚生労働省

1. 総則

在宅薬物治療提供体制強化事業実施要綱に基づく事業（以下「在宅薬物治療提供体制強化事業」という。）を実施する法人の公募については、この要領に定めます。

2. 法人の業務

法人の業務は、在宅薬物治療提供体制強化事業実施要綱及び在宅薬物治療提供体制強化事業費補助金交付要綱（案）に規定する業務とします。

3. 応募の要件

以下の全ての要件を満たす法人とします。

- (1) 在宅薬物治療提供体制強化事業を適切に実施できる能力を有する都道府県薬剤師会であること。
- (2) 都道府県薬剤師会または地域薬剤師会がホームページ等により、事業実施地域における薬局機能（夜間・休日を含む時間外の対応、在宅医療への対応）の情報提供体制を構築していること。
- (3) 事業実施地域において、医療・介護関係団体等と地域医療連携に係る協議を行った実績を有していること。

4. 補助金交付の要件等

本事業に係る補助金の交付については、以下のとおりとします。

(1) 補助率

国 10 / 10

(2) 補助基準額

上限 231 万円

(3) 採択予定件数

5 件

(4) 補助対象経費

人件費、諸謝金、旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、賃金、給与費(非常勤職員給与費、諸手当、法定福利費)、雑役務費、委託費

※ 詳細は、在宅薬物治療提供体制強化事業費補助金交付要綱（案）を参照

5. 事業の実施期間

事業開始日は、選定通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、令和7年3月31日とします。

6. 応募法人の審査

(1) 審査の方法

法人の採択については、医薬局総務課において、応募要件に該当する旨を確認した後、申請内容等を審査しますが、審査に当たっては、当省に設置する在宅薬物治療提供体制強化事業実施法人選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を組

織し、審査委員会の意見を聴いて定めた審査基準に基づき実施します。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に応募法人を選定し、採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

① 形式審査

提出された応募書類について、医薬局総務課において、応募要件への適合性について審査します。なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

② 書類審査

審査委員会により、書類審査を実施します。(提出書類については、8. (2)

③提出書類及び部数を参照してください。)

③ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、申請者(代理も可能としています。)に対してヒアリング審査を実施します。

④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、法人を採択します。

(3) 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

① 事務処理能力(業務遂行体制の妥当性)

以下の事項において、総合的に優れていること。

- ・ 事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制、管理体制)を有しているか。
- ・ 事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・ 実施する業務について十分な理解があるか。
- ・ 過去に、事業実施地域において、薬剤師以外の他職種や医療・介護関係団体等との連携により、どのような事業を実施しているか。

② 事例収集、分析・評価の内容について(事業計画の妥当性)

- ・ 事業実施地域における薬局機能(夜間・休日を含む時間外の対応、在宅医療への対応)について、薬剤師会の情報提供体制は十分か。
- ・ 薬局、医療機関及び訪問看護ステーション等への事例収集は、具体的な事例を収集できる計画となっているか。
- ・ 収集した事例を具体的に議論できる体制となっているか。
- ・ 最終報告書の構成は、他の都道府県薬剤師会が地域における在宅医療の薬物

治療提供体制整備に役立てることができるよう考慮されているか。

- ・ 事業実施地域において医療・介護連携に関するシステム・ツールを活用できる体制を有しているか。

③ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等の有無について

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）
- ・ 次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の認定

(4) 審査結果の通知等

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募法人に対して通知する予定です。

なお、補助金については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

7. 事業の実施について

採択決定後、必要な手続きを経た後、速やかに事業を実施していただくこととなります。業務は上記2.に記載したとおり実施要綱及び交付要綱（案）に従っていただきます。

8. 応募方法等

(1) 応募書の作成及び提出

「在宅薬物治療提供体制強化事業実施法人応募書」（別紙様式）を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

(2) 応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和6年7月1日（月）から令和6年8月12日（月）（必着）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬局総務課 あて

問い合わせ先：同 上

TEL：03-5253-1111（内線2712）

FAX：03-3591-9044

ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「在宅薬物治療提供体制強化事業実施法人応募書」及び過去3年分の財務諸表（写）1部

イ 法人の概要や経歴、定款（又は規約）、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料1部

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合に

は、その通知書（写） 1部

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

を1つの封筒に入れ「在宅薬物治療提供体制強化事業実施法人応募書」と表に朱書きして提出してください。

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。

※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意してください。

※ 応募書類の差し替えは固くお断りいたします。

※ 応募書はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した提出文書を提出してください。（様式は厚生労働省のHPよりダウンロードできます。）

9. 応募・審査スケジュール

応募期間：令和6年7月1日（月）から令和6年8月12日（月）（必着）

審査：8月下旬

採択・不採択の連絡：9月上旬

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。